

意見提出者	個人
1. 項目	ダウンロード違法化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>2009年の6月12日にいわゆるダウンロード違法化条項を含む、改正著作権法が成立し、2010年1月1日に施行された。</p> <p>ダウンロードにおいて、「事実を知らず」なる要件は、証明も反証もできない無意味かつ危険な要件であり、技術的・外形的に違法性の区別がつかない。著作権検閲という日本国として最低最悪の手段に突き進む恐れしかない。</p> <p>そもそも、ダウンロード違法化の懸念として、このような著作権検閲に対する懸念は、文化庁へのパブコメの意見募集の結果、ダウンロード違法化問題において、この8千件以上のパブコメの7割方で示された国民の反対・懸念は完全に無視された。このような民意無視は到底許されるものではない。知財本部へのパブコメを見ても分かる通り、法改正前から指摘されていたところであり、このような著作権検閲にしか流れようの無いダウンロード違法化は始めからなされるべきではなかったものである。、ネット利用における個人の安心と安全を完全にないがしろにするものである。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	著作権法第30条第1項第3号
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	著作権法第30条第1項第3号を削除する。